

1 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施

法は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっているとの認識の下、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として成立したものです。

法の理念には、「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること」と記載されており、地方公共団体は、医療・福祉資源を有効に活用し、県民の視点に立ったがん対策を実施することが求められています。

このため、がん患者を含めた県民が、がん対策の中心であるとの認識の下、「がん患者を含めた県民の視点」に立って、法及び本計画に基づき、がん対策を実施していくこととします。

また、宮城県議会では、令和5（2023）年12月に「がん対策推進に係る条例検討会」が設置されました。

県民のがんに対する関心を高め、総合的ながん対策を推進していくために、がん対策条例の制定を望む声があることから、県としては、本計画と条例が車の両輪となり、県民・医療機関・事業主・医療保険者・行政等の関係者が一体となって、宮城県のがん対策が一層進むよう取り組んでまいります。

2 計画推進のための役割

(1) 県民に期待される役割

がん対策は県民を中心として展開されるものです。県民は、喫煙、過剰飲酒、食生活及び運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、医療従事者と協力しながらの治療など、主体的かつ積極的な行動に努めることが必要です。

(2) 医療機関・事業主・医療保険者等に期待される役割

① 医療機関

都道府県がん診療連携拠点病院

都道府県拠点病院は、本県におけるがん対策を推進するために、がん医療の質の向上及びがん医療の均てん化・集約化、がん診療の連携協力体制の構築等に関し、中心的な役割を担います。また、都道府県拠点病院を中心とした、宮城県がん診療連携協議会において、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制を構築し、P D C Aサイクルを確実に実施します。

がん診療連携拠点病院

地域におけるがん医療の連携の拠点として、これまで以上に、連携体制の構築や医療従事者への研修などを積極的に推進します。がん相談支援センターの質の向上を通じて、県民に対してがんに関する正しい情報の発信に努めるとともに、がん患者やその家族の多様なニーズに対応できる支援体制の実現に努めます。また、都道府県拠点病院を中心とした、宮城県がん診療連携協議会において、県内におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制を構築し、P D C Aサイクルを確実に実施します。

小児がん拠点病院

地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、成長期にあるという小児の特性を踏まえ、各職種が専門性を活かし協力して、患者のみならず、その家族やきょうだいに対しても、身体的なケア、精神的なケアを提供するとともに、教育の機会の確保など社会的な問題にも対応し、患者が全人的な質の高い小児がん医療及び支援を受けられることができる体制の確保が求められます。

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、これまで以上に、連携体制の構築や医療従事者への研修などを積極的に推進します。

臨床研究中核拠点病院

高水準の臨床研究実施のための体制強化をさらに図るとともに、臨床研究の普及のための人材育成を推進し、東北地区における臨床研究の拠点として、これまで以上に、連携体制の構築や医療従事者への臨床研究に関する研修などを積極的に推進します。

がん診療を行う一般の病院

特に、がん診療を行う一般の病院は、宮城県がん診療連携協議会に参加・協力して、院内がん登録を含め、拠点病院等に準ずるレベルまでの医療の質の向上が求められています。

その他の医療機関

医療機関自ら又は拠点病院等と連携して患者紹介を含めた適切な医療を提供するとともに、県やがん診療連携協議会等が主催する研修会等に参加するなど自己啓発に努め、がんに関する正しい情報の発信と、がん患者やその家族の不安や疑問に対し適切に対応することが求められています。

医療提供施設（薬局等）

患者情報等の共有体制の整備を行うとともに、がんに対する正しい情報の発信と、がん患者やその家族の不安や疑問に対する適切に対応することが求められています。

介護保険サービス事業者等

患者とその家族の意思決定に沿った形で、患者の療養生活を支えるため、医療介護の連携の下で、適切ながん医療を受けられるように、介護従事者についても、がんに関する十分な知識を持ち、ケア等に努めます。

② 医師会等

医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会その他がん医療に関わりの深い医療従事者で組織する団体は、拠点病院等と連携するなどして、その特性及びその会員の能力を十分に発揮し、会員向けの講演会や市民公開講座を開催するなどがん対策の積極的な推進に取り組み、地域のがん患者に対する適切な医療の提供、がん患者やその家族の生活の質の維持向上等に努めます。

③ 検診実施機関

質の高い検診を提供できるよう、精度管理の向上や効果的な検診手法の導入に努めるとともに、がんに関する知識の普及、検診受診率向上及びがん予防のための啓発等に努めます。

④ 事業主

県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し、早期に発見することができるようがん検診の受診勧奨を積極的に推進します。

従業員ががんになっても治療と仕事を両立できる環境整備等へ配慮するなど、がん患者の雇用の継続等に配慮するように努め、市民公開講座への受講機会を確保するなど国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力することが望まれます。

⑤ 医療保険者

国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む）に関する研修会などにより普及啓発等の施策に協力します。

(3) 行政の役割

① 県の役割

県民、医療機関、大学等学術研究機関、医師会等、検診実施機関、事業者、関係団体及び市町村など幅広い主体との協働や情報共有のもとに、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。

本計画に基づく取組の着実な実施に向け、必要な財政措置を図るとともに、効率的で効果的な事業運営を図っていきます。

本計画に基づくがん対策の進捗管理に当たって、PDCAサイクルの実効性確保のため、ロジックモデル等を活用するとともに、がん医療に関する状況の変化やがん対策の効果に関する評価を施策に反映します。

② 市町村の役割

県民のがんの予防行動を推進するため、精度の高いがん検診を実施するとともに、がん検診の受診促進に向けた普及啓発や受診勧奨等により、受診率の向上に努めることが必要です。また、希望する患者が地域で療養できるよう、地域包括ケア体制の担い手として、関係機関との一層の連携推進が必要です。

3 感染症発生・蔓延時や災害時等を見据えた対策

東日本大震災等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の災害を踏まえ、令和4（2022）年にがん診療連携拠点病院の整備指針改定において、都道府県がん診療連携協議会の体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・まん延時や災害時等への対応等を新たな要件として盛り込まれました。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の発生に備え、新型コロナウイルス感染症の対応を念頭に、まずは当該対応での最大規模の体制を目指します。また、関係機関との連携強化に努め、感染症情報を収集・分析して、県民や保健医療関係者等に提供します。

大規模災害時における医療救護活動の標準的な活動指針として作成した大規模災害時医療救護活動マニュアルに基づき、平時から訓練を実施するほか、会議等を通じて、関係機関の連携強化に取り組んでいきます。

大規模災害時には、保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部を設置し、有効な通信・人員・場所・資機材を確保するとともに、関係機関と連携し、被災者へ必要な医療が提供される体制を構築していきます。

4 がん対策の進捗状況の把握及び評価

がん対策の推進に当たっては、「宮城県がん対策推進協議会」において、毎年、その進捗状況を把握するとともに、県民の意見等を踏まえつつ、がん対策の効果の検証及び評価を行います。

本計画の進捗状況を適切に把握し、管理するため、3年を目途に中間評価を実施します。

各分野の施策が、分野別目標及び個別目標の達成に向けて効果をもたらしているか、ロジックモデルを活用した科学的・総合的な評価を行います。また、分野別目標及び個別目標の達成状況及び計画の進捗状況の把握に当たって、適切な指標が設定されているか、必要に応じて見直しを行います。

指標を評価する際には、第3期評価を踏襲し、全国値がある指標は、全国比較及び全国順位踏まえた評価を行います。



宮城県がん対策推進協議会ワーキング部会
(患者会からも委員として参加)

5 計画の見直し

4の評価を踏まえて、必要があると認めるときは施策の見直しを行い、有効性や効率性の高いがん対策を推進します。

なお、がん対策の進捗状況や評価を公表するとともに、本計画を変更するときにおいても評価を反映させることとします。